

母子・父子・寡婦福祉資金について

この資金は、「母子及び父子並び寡婦福祉法」という法律に基づき、ひとり家庭等の経済的自立支援と児童の福祉増進の為、母・父の技能習得等や子どもの進学や就職等に対しての貸付制度です。

資金名	内 容	貸付限度額
事業開始資金	事業開始の什器、機械等の購入資金	3, 580, 000円
事業継続資金	事業継続時の運転資金	1, 790, 000円
修 学 資 金	進学時の授業料、交通費など	下表2参照
技能習得資金	母・父が知識技能を習得する資金	月額68, 000円 運転免許460, 000円
修 業 資 金	子が知識技能を習得する資金	月額68, 000円 運転免許460, 000円
就職支度資金	就職時の被服、車等の購入資金	110, 000円(特別分340, 000円)
医療介護資金	医療又は介護に必要な資金	340, 000円(特別分480, 000円)
生 活 資 金	生活を安定、継続するための資金	月額114, 000円(特別分月額141, 000円)
住 宅 資 金	住宅の購入、増改築時の資金	1, 500, 000円(災害補修2, 000, 000円)
転 宅 資 金	引越時の賃借に必要な資金	260, 000円
就学支度資金	就学に必要な支度資金	下表1参照
結 婚 資 金	扶養している子の結婚資金	330, 000円

1. 就学支度資金の貸付限度額

区分	自宅通学	自宅外通学
小学校に入学時	64, 300円	64, 300円
中学校に入学時	81, 000円	81, 000円
国公立の高等学校又は専修学校の高等課程に入学時	150, 000円	160, 000円
私立の高等学校又は専修学校の高等課程に入学時	410, 000円	420, 000円
国公立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程に入学時	420, 000円	430, 000円
私立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程に入学時	580, 000円	590, 000円
専修学校(一般課程)	150, 000円	160, 000円
修業施設に入所時	272, 000円	282, 000円

*大学院については、国公立380, 000円、私立580, 000円

2. 修学資金の貸付限度額

種 別			限度額(月額)	種 別			限度額(月額)	
高 等 学 校 専 修 学 校	国 公 立	自 宅	27, 000円	専 修 学 校 (専門課程)	国 公 立	自 宅	67, 500円	
		自 宅 外	34, 500円			自 宅 外	78, 000円	
	私 立	自 宅	45, 000円		私 立	自 宅	89, 000円	
		自 宅 外	52, 500円			自 宅 外	126, 500円	
高 等 専 門 学 校 (1~3年)	国 公 立	自 宅	31, 500円	短 期 大 学	国 公 立	自 宅	67, 500円	
		自 宅 外	33, 750円			自 宅 外	96, 500円	
	私 立	自 宅	48, 000円		私 立	自 宅	93, 500円	
		自 宅 外	52, 500円			自 宅 外	131, 000円	
高 等 専 門 学 校 (4~5年)	国 公 立	自 宅	67, 500円	大 学	国 公 立	自 宅	71, 000円	
		自 宅 外	76, 500円			自 宅 外	108, 500円	
	私 立	自 宅	98, 500円		私 立	自 宅	108, 500円	
		自 宅 外	115, 000円			自 宅 外	146, 000円	
専修学校(一般課程)			54, 000円	大 学 院	修 士 課 程	自 宅	132, 000円	
					博 士 課 程	自 宅 外	183, 000円	

* 日本学生支援機構で給付型の奨学金に該当している方は、限度額が変わります！！

就学支度資金・修学資金を申請される方へ

- ☆ 申請前に、申請者（母・父）と連帯借主（子）には、上川総合振興局貸付担当者との面接があります。（個人番号と身分証明書が必要）
- ☆ 貸付時に、申請者と連帯保証人に相談シートの聞き取りを行い、確認をさせて頂きます。
- ☆ 国・道の貸付額が限られておりますので、貸付を希望される方は早めにご相談ください。

【 必要書類 】

◎ 就学支度資金・・・就学、修業する為に必要な支度資金（入学金、施設設備費、維持費等）
※授業料や実習費等の経費は該当なりません。

1. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書
2. 配偶者のいない女子または男子等であることの確認書
3. 母子・父子・寡婦福祉資金借用書
4. 確約書
5. 合格通知書又は入学許可書の写し
6. 必要経費が分かる書類
7. 経費内訳書
8. 戸籍謄本（母、父と子の戸籍が違う場合は、各戸籍謄本と世帯の住民票が必要）
9. 申請者と連帯保証人の印鑑証明書
10. 申請者と連帯保証人の所得を証する書類（源泉徴収票又は所得証明書）
11. 申請者と連帯保証人の相談シート
12. 連帯保証人の本籍が記載されている住民票

◎ 修学資金・・・・高等学校、大学等に修学する為の必要経費（授業料、教科書代、家賃等）

1. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書
2. 配偶者のいない女子または男子等であることの確認書
3. 母子・父子・寡婦福祉資金借用書
4. 確約書
5. 在学証明書 原本（申請月のもの）
6. 必要経費が分かる書類
7. 給付奨学生証又は大学等奨学生採用候補者決定通知書
8. 経費内訳書
9. 戸籍謄本（母、父と子の戸籍が違う場合は、各戸籍謄本と世帯の住民票が必要）
10. 申請者と連帯保証人の印鑑証明書
11. 申請者と連帯保証人の所得を証する書類（源泉徴収票又は所得証明書）
12. 申請者と連帯保証人の相談シート
13. 連帯保証人の本籍が記載されている住民票

＊＊注 意 事 項＊＊

- ・母又は父と子どもが借主となります。
- ・子どもが学校を卒業してから償還が始まりますので、無理のない返済かどうか返済計画を立て良く話し合って申請をしてください。
- ・連帯保証人は、償還が終了するまで保証する事になりますので、道内在住の親戚縁者で収入のある方。いない場合は、相談してください。
- ・原則として、税金、家賃、公共料金等の滞納がないこと。
- ・他の借入をされる方は、貸付ができない場合があります。

《問合せ先》 名寄市健康福祉部こども・高齢者支援室
こども未来課

母子・父子自立支援員

TEL01654-3-2111 内線3229

